

在宅医療のために処方されるバルーン式ディスポーザブルタイプの 連続注入器に入った麻薬注射薬の取り扱いについて

平成 10 年 12 月 22 日 医薬麻第 1854 号

各都道府県衛生主管部(局)長、各地区麻薬取締官事務所(支所)長宛

厚生省医薬安全局麻薬課長

今般、在宅医療におけるバルーン式ディスポーザブルタイプの連続注入器(以下、「連続注入器」という。)に入った塩酸モルヒネ等の麻薬注射薬の処方及び調剤について、下記のとおりとりまとめたので、参考とされたい。

記

1. 交付または譲り渡し

- (1) 麻薬施用者が設定した注入速度(麻薬施用者が設定した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」の設定を含む。)について、患者を含む他の者によって変更できなく、また薬液を取り出せない構造になっている連続注入器に、必要に応じて生理食塩水などで希釈の上充填してから、患者等に交付または譲り渡しを行うこと。

アンプルに入ったままの麻薬注射薬について、患者等に交付(処方せんの交付を含む。)又は譲り渡しを行わないこと。

- (2) 麻薬の適正な管理及び患者の病状の変化への適切な対応のため、患者等への連続注入器に入った麻薬注射薬の交付(処方せんの交付を含む。)は、必要を満たす最小量とすること。

2. 連続注入器の交換及び保管

- (1) 連続注入器の交換等の操作は、麻薬施用者又はその指示を受けた患者等が行うこと
- (2) 連続注入器に入った麻薬注射薬の交付又は譲り渡しに当たっては、患者等に対して、患者の居宅での保管方法、保管場所等について適切な指導を行うこと。

3. 返却及び廃棄

- (1) 使用済み又は未使用で不要となった連続注入器は、麻薬注射薬の残液の有無にかかわらず、原則として交付を受けた麻薬診療施設又は譲り渡しを受けた麻薬小売業者に返却するよう、交付又は譲り渡しに当たって患者等に指導すること。
- (2) 使用済み又は未使用で不要となり返却された連続注入器内の麻薬注射薬の残液については、入院患者の場合と同様に、施用に伴う残液の処理として、適切に廃棄すること。

麻薬・向精神薬・覚せい剤管理ハンドブック 第10版 じほう
第2編 関係通知 より引用